

区 分		件 数	金 額	摘 要
小 計			9,315,389	
融 会 資 計	支 払 利 息		1,801,227	
	事 務 費		30,000	
小 計			1,831,227	
奨学資金 会 計	支 払 利 息		825,164	
	小 計		825,164	
支 出 合 計			388,505,957	

昭和49年度貸付実績

区 分	件 数	金 額
一 般 貸 付	生活資金貸付金	770件 211,000,000円
	海外研修旅行貸付金	28 8,400,000
	大学入学準備貸付金	46 9,200,000
	計	844 228,600,000
つ な ぎ 融 資	76 168,300,000	
奨 学 資 金 貸 付	338 40,560,000	

11 児 童 手 当

児童を養育している家庭の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な成長と資質の向上を図るため「児童手当法」（昭和46年5月27日公布）に基づき、対象者の認定及び手当の給付を実施した。

この制度は、基礎となる児童の年齢を、年次的、段階的に引き上げることと定められており、本年度は第3年次に当たり、支給対象範囲の第2次拡大が実施され、法の全面的施行となった。

義務教育終了前の児童を含む3人以上の18歳未満の児童を監護し、一定の生計関係にある者が受給の対象範囲である。本年度の認定状況及び支給状況は、次表のとおりである。

昭和49年4月～昭和50年3月分

所 属	前 期 末 受 給 者 数	新 規 認 定 件 数	左のうち 拡大によ る 件 数	消 減 件 数	本 期 末 受 給 者 数	算定基礎児童数別受給者数					支 払 件 数	支 払 金 額	
						1 人	2 人	3 人	4 人	5 人			計
小・中学校	834	201	129	85	950	878	64	6	1	1	950	2,915	40,604,000
県立学校	432	87	31	29	490	448	37	5			490	1,465	20,831,000
各課・教育機関	17	4	1	4	17	16	1				17	50	681,000
合 計	1,283	292	161	118	1,457	1,342	102	11	1	1	1,457	4,430	62,116,000